

神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第15項に基づく共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）において、重度障害者に対して適切な支援を実施することを確保するため、障害者総合支援法第28条第2項に基づく訓練等給付費の支給に加算して支給を行い、もって重度障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進することを目的とする。

(加算対象となる重度障害者)

第2条 障害者総合支援法第28条第2項に基づく訓練等給付費の支給に加算して支給を行う重度障害者（以下「加算対象者」という。）は、神戸市の共同生活援助の支給決定を受け、現にグループホームに入居している者で、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第6号に該当する者（以下「区分5の者」という。）又は同条第7号に該当する者（以下「区分6の者」という。）とする。

(加算の額)

第3条 市は、加算対象者に共同生活援助を行ったグループホームを運営する者（以下「加算対象事業者」という。）に対し、共同生活援助を行った日あたり、次に掲げる額を支給するものとする。

区分5の者一人につき 1,500円

区分6の者一人につき 1,800円

(加算の申請等)

第4条 加算の支給を受けようとするグループホームを運営する者は、加算の支給を受けようとする年度毎に、神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算給付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、加算の支給を行うときは、神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算制度における給付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第1項の申請の内容に変更が生じたときは、加算対象事業者は神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算給付変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

4 前項の変更申請書を受理した場合、市長は速やかにその内容を確認し、変更を認めるときは、神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算制度における給付変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(加算対象グループホームの報告等)

第5条 加算対象事業者は、神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算制度実施報告書（様式第6号）を、共同生活援助を実施した月の翌月10日までに、市長に提出するものとする。

2 加算対象事業者は、前項の報告書とともに、神戸市重度障害者受入グループホーム対象加

算給付金請求書（様式第7号）により、市長に対して支給の請求を行うことができる。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、審査のうえ、請求月の月末に当該給付金を支払う。
なお、各月10日を過ぎて前項の提出があった場合は、請求月の翌月末に当該給付金を支払うものとする。

（給付決定の取消し）

第6条 加算対象事業者が加算対象者に対して共同生活援助を誠実に提供しない場合、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者の指定を取り消された場合その他加算対象者に対して適切な支援ができないと認める場合、偽りその他不正の行為により給付の決定を受けた場合は、市長は神戸市重度障害者受入グループホーム対象加算制度における給付決定取消通知書（様式第5号）により第4条第2項の決定を取消することができる。

（給付金の返還）

第7条 前条の規定により、決定を取り消された者は、取り消した日の属する月以降に支給を受けた給付金を市に返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月6日から施行する。
- 2 改正後の様式は、令和6年度分以降の申請及び請求について適用し、令和5年度分に係る申請及び請求については、なお従前の例による。